

令和3年3月25日

令和元年度決算審査特別委員会の指摘事項に対する対応状況

【口頭指摘】

令和元年度決算審査特別委員会 指摘事項一覧

【口頭指摘】

1	いじめ防止対策推進事業について（教育委員会）	1 頁
2	ひとり親家庭の支援について（子育て・人財局）	1 頁
3	サイバー犯罪への対応について（警察本部）	2 頁
4	移住定住対策の推進について（交流人口拡大本部）	3 頁
5	空き家対策の推進について（地域づくり推進部）	3 頁
6	建設産業の就労環境改善について（県土整備部）	4 頁
7	鳥取港ボートパーク（千代地区）のあり方について（県土整備部）	4 頁
8	工業用水道事業について（企業局）	5 頁

【口頭指摘】

指摘事項	今後の対応	令和3度事業名・予算額
<p>1 いじめ防止対策推進事業について</p> <p>鳥取県内におけるいじめ認知件数は、年々増加し、令和元年度においては、小学校の場合、平成27年度の約6倍となっております。</p> <p>認知件数が増加していることは、児童生徒間の些細なトラブルなど、これまで表面化していなかったいじめの芽や兆候を積極的に認知することを進めている結果であり、いじめ事案への早期対応、解決につながっていると考えられます。</p> <p>一方、いじめ事案への対応については、各学校で抱え込んでしまう場合や市町村教育委員会との連携が不十分な場合があり、初期対応、解決が遅れてしまう事例も見受けられます。</p> <p>いじめ・不登校総合対策センターでは、いじめの情報を受けてから、市町村教育委員会や学校と連携を図りつつ、解決に向けて対応しているところではありますが、各学校や教職員がいじめ事案を抱え込まないよう、学校内での教職員研修を充実させるなど、今まで以上にいじめ対応の周知徹底を図るとともに、市町村教育委員会を含めた連携、相談しやすい体制を構築すべきであります。</p> <p>また、教職員が把握しづらいSNSなどによるいじめ事例も増加しています。いじめに対する問題意識といじめを発見した時の解決策について、児童生徒が考えて行動ができるよう教育課題として取り組む必要があります。こうした対応について、学校現場が取り組む際の後押しとなる支援を検討すべきであります。</p>	<p>いじめ事案の対応について校内研修の充実を図るため、新たに、全校種の生徒指導担当等の教員を対象にした研修を行い、その職員が校内で伝達講習を行うとともに、研修動画資料を作成して校内研修で活用できるよう取組を進めていきます。</p> <p>また、生徒指導に係る市町村教育委員会との連絡会を定期的開催し、いじめ対応のあり方について確認、徹底を図るとともに、学校がいじめを認知した後、市町村教育委員会と連携し対応する中で、解決が困難な状況にならないよう、早い段階でいじめ・不登校総合対策センターに相談するように働きかけるなど、更なる連携を図っていきます。</p> <p>児童生徒へのいじめに係る教育については、人権教育プログラムの普及や、SNSの適切な利用に関する啓発、いじめ防止啓発のための缶バッジデザインコンクールの継続実施などにより、児童生徒が自ら考え行動できる力を育む取組を行い、いじめの未然防止につなげます。また、いじめを発見したときに児童生徒が相談しやすいよう、いじめ相談窓口を県内児童生徒に周知します。</p> <p>さらに、学校現場の学級力、組織力を高めるために、学級経営の方法や学校の教育相談体制充実に関する研修等も実施し、学校を支援していきます。</p>	<p>いじめ防止対策推進事業 11,956千円</p> <p>インターネットとの適切な接し方教育啓発推進事業 4,725千円</p> <p>人権教育振興事業 9,200千円</p>
<p>2 ひとり親家庭の支援について</p> <p>平成30年度実施の「鳥取県ひとり親家庭等実態調査」の調査結果では、ひとり親家庭の児童等を対象とした学習支援事</p>	<p>ひとり親家庭の児童に対する学習支援は、対象児童の個人情報に配慮しながら、市町村がそれぞれの地域の実情に応じて実施しているところ</p>	<p>ひとり親家庭生活支援事業 (うちひとり親家庭学習支援事</p>

指摘事項	今後の対応	令和3度事業名・予算額
<p>業を行っていることを知っている割合が回答者の25%、そのうち利用したことがある割合が30.2%と、事業の周知等が不足している状況であります。</p> <p>また、県内で支援対象となるひとり親家庭の児童等がどれだけいるのか、そのうちどれだけの対象者に支援が届いているか現状把握ができていない実態もあります。</p> <p>まずは、地域の実情を把握している市町村と連携し、支援対象数及び支援状況の把握に努めるべきであります。</p> <p>なお、学習支援としては、福祉部門の「生活困窮世帯等学習支援事業」、教育委員会の「地域学校協働活動推進事業（地域未来塾、放課後子供教室）」といった類似事業があり、特に生活困窮世帯等とひとり親世帯は対象者が重なったり、事業目的も共通するため、お互い連携して合同で行っている市町村もあることから、県から情報提供を行うなど、市町村間で情報の共有を促し、適切な支援につながるよう検討すべきであります。</p>	<p>であり、まずは、市町村においてどのように支援対象者を把握し支援へ繋げているのか現在の取組状況を把握し、参考となる取組事例を他市町村へ情報提供するほか、事業実施にあたって課題となっている事象の解決に向けた助言を行うなど、市町村の取組を支援します。</p> <p>また、生活保護等の福祉支援を受けておらず悩みや困難な状況を行政機関で把握しにくいケースについて、ひとり親家庭が土曜日や電話で気軽に相談できる窓口を東中西部に設置し、併せて、こども食堂やひとり親家庭を対象とした交流事業などに出向いて出張相談会を開催することで、ひとり親家庭を必要な支援へと繋いでいく事業を令和3年度当初予算案に計上しました。</p>	<p>業)</p> <p>10,598千円</p> <p>ひとり親家庭寄り添い支援事業 【新規】</p> <p>3,200千円</p>
<p>3 サイバー犯罪への対応について</p> <p>本県の令和元年におけるサイバー犯罪検挙件数は51件と過去最多となりました。また、サイバー関連相談件数は平成23年に580件であったものが令和元年には1,160件となるなど、近年高止まりしている現状にあるとともに、犯罪の手口の巧妙化が進んでいます。</p> <p>警察本部では、鳥取県サイバーセキュリティ対策ネットワークや金融機関との協定など産学官連携の推進による犯罪抑止対策を進めていますが、サイバー空間における脅威が深刻化する中、これらの取組が確実に被害抑止・拡大防止につながっていく必要があります。</p> <p>については、警察本部公式フェイスブックやあんしんトリ</p>	<p>日進月歩で悪質巧妙化するサイバー犯罪に適切に対処するとともに、県民の皆さんや県内事業者等がサイバー犯罪の被害に遭われることのないよう、警察本部公式フェイスブック、ユーチューブ、ブログ等の各種ネットサービスをはじめ、ミニ広報紙、駐在所速報、ポスター、チラシ等の紙媒体、あるいは、新聞、テレビ、ラジオ等の各種メディア等を総合的に活用し、幅広い世代に、分かりやすい情報発信を行います。</p> <p>また、サイバー空間の脅威に対処するための産学官連携の軸となる「鳥取県サイバーセキュリティ対策ネットワーク」の連携・協働の更なる深化を図り、事業者等が接するサイバー空間の脅威への対策のみならず、広く県民に周知すべき事項については、テーマに応じ、意識啓発効果の高い方法で県民へのフィードバックを図ります。</p>	<p>サイバー犯罪対策費</p> <p>9,795千円</p> <p>警察職員費 (うち戦略的広報事業)</p> <p>11,245千円</p>

指摘事項	今後の対応	令和3度事業名・予算額
<p>ピーメール等を活用した県民に対する分かりやすい情報発信を強化するとともに、産学官連携の取組の成果が、県民一人ひとりの意識啓発等、具体的な防犯行動に結びつくような効果的な取組を進めるべきであります。</p>	<p>とりわけ、現に又は将来にわたり、インターネットの中心的利用者世代となる中学・高校・大学の生徒等については、SNS等をはじめとしたインターネットサービスを安全に用いるための知識や情報を知っていただくことの重要性に配慮し、学校等との連携を進め、効果的な周知に取り組みます。</p> <p>また、令和3年度からは、各警察署で行う防犯講習に警察本部から講師を派遣し最新情報を発信するなど、意識啓発の内容充実を図ります。</p>	
<p>4 移住定住対策の推進について</p> <p>平成29年度決算に係る決算審査特別委員会における文書指摘を受け、本県への移住者の県内定着率を調査したところ、平成26年度移住者は70.3%、平成27年度は65.3%であるとの結果が明らかになりました。</p> <p>他県で同様の調査を行っているのは数県のみですが、県施策の有効性を客観的に判断できる指標の一つとして、今後も定期的な調査を実施すべきであります。</p> <p>併せて、全国的に地方創生の取組が本格化するとともに、コロナ禍で地方での暮らしに関心が高まる中、移住者獲得に向けた自治体間の競争がさらに激しさを増すとみられています。移住者の約3割が結果的に本県に定着しなかった理由について、その事例を市町村等関係機関とともに丁寧に検証・共有し、移住後のフォローアップも含めた今後の施策展開に反映させるべきであります。</p>	<p>本県への移住者の5年後の県内定着率について、市町村の協力を得て、今後も定期的に調査を実施することとします。</p> <p>また、移住後のフォローアップを行う移住者受入団体の活動を移住定住受入体制整備事業等により支援します。</p> <p>併せて、とっとり暮らしアドバイザー、移住支援団体、市町村等のネットワーク会議や相談員研修において、本県に定着しなかった事例の共有を行い、定着率の向上に向けた移住後のフォローアップ等について、実際に受入れや相談を行う市町村等関係機関の意見を踏まえながら、今後の移住定住施策を検討していきます。</p>	<p>移住定住推進基盤運営事業 110,292千円</p> <p>移住定住促進情報発信事業 3,722千円</p> <p>移住定住受入体制整備事業 57,932千円</p>
<p>5 空き家対策の推進について</p> <p>総務省の住宅・土地統計調査によると、平成30年度における県内の空き家数(39,900戸)及び空き家率(15.5%)はいずれも過去最高となっており、増加傾向にあります。</p> <p>空き家問題は一義的に市町村が主体となって対処すべき課題ではありますが、県としても実態調査や老朽危険空き家等の</p>	<p>令和元年度に創設した「地域の空き家を活用したまちづくり推進事業補助金」による市町村と連携した地域で空き家利活用を進める団体の取組支援や、不動産の専門家等と県・市町村が連携して、空き家利活用に取り組む枠組みづくりを引き続き着実に進めていきます。また、空き家利活用で先進的な取組を行っている事例を他地域に紹介するとともに、空き</p>	<p>空き家対策支援事業 20,500千円</p> <p>空き家利活用推進総合支援事業 12,800千円</p>

指摘事項	今後の対応	令和3度事業名・予算額
<p>除却支援など、その取組を側面的にサポートしているところ です。</p> <p>一方、空き家利活用については、所有者が利活用そのものに 消極的である場合や、適切に管理しないため老朽化を進行さ せてしまう場合などが少なくなく、その機運は未だ県内に広 がっていないと考えます。</p> <p>ついては、とっとり空き家利活用推進協議会や市町村等と の連携を深め、地域において空き家利活用に対する理解促進 に取り組む団体・人材の育成を強化すべきであります。</p>	<p>家の利活用に係るアイデアコンペの開催等を支援し、空き家所有者等 に向けた啓発や空き家利活用に係る地域の理解促進を図り、空き家利活用 に取り組む団体・人材の育成等を進めてまいります。</p> <p>併せて、公共に資する目的で跡地を活用する場合の空き家除却支援制 度を令和3年度当初予算案において創設し、地域活性化を促進します。</p>	
<p>6 建設産業の就労環境改善について</p> <p>県土の強靱化を実現する上で、建設産業が担う役割は非常 に大きいものがありますが、平成29年の従事者における55歳 以上の割合は41.6%、29歳以下は7.8%となっており、高齢 化の進展と若手入職者の減少傾向に歯止めがかかっていま せん。</p> <p>県では、業界が行う魅力発信や高校生のインターンシッ プ受入、入職者のスキルアップ等に対する支援を行っていま すが、将来にわたって担い手を確保し、本県の基盤整備を支 える持続可能な産業となるためには、平成26年の担い手三 法、令和元年の新担い手三法の趣旨を踏まえた働き方改革、 元請下請関係の適正化等が必要不可欠であります。</p> <p>ついては、県としても業界団体等と連携し、労働環境の改 善や元請下請関係の適正化に向けた実効性のある制度設計と その運用のあり方を不断に検討し続けるべきであります。</p>	<p>建設業界の「働き方改革」に資するため、今後さらに、行政手続きの電 子化を国と歩調を合わせて取り組むとともに、元請下請関係のさらなる 適正化に向け、新たに、これらの契約内容に関する定期的な立入検査を 行っていきます。</p> <p>また、令和2年5月策定の「建設工事従事者の健康と安全の確保に関す る鳥取県計画」の実行により、労働災害、安全講習会の情報共有や安全経 費確保対策の促進等、労働局などの関連機関と連携して普及・啓発を図 り、「安全」の切口での現場環境の着実な整備を進めます。</p> <p>さらに、現場目線での労働環境改善に向けて、女性が中心となったネッ トワーク組織の活動を支援していきます。</p>	<p>建設産業担い手育成支援事業 8,051千円</p> <p>ICT・産官学民連携建設生産性 向上事業 8,361千円</p>
<p>7 鳥取港ポートパーク（千代地区）のあり方について</p> <p>鳥取港ポートパークは平成11年に賀露地区、平成16年に 千代地区が整備されましたが、令和元年の賀露地区利用率が 90%を超えているのに対して、千代地区では35%にとどま</p>	<p>県内の不法係留者に対しては、取締りや簡易代執行等により、河川等の 係留禁止区域から移動するように取り組んでいるところですが、引き続 き取組を強化するとともに、鳥取港ポートパークへの移動を働きかけま</p>	<p>港湾維持管理費（千代ポートパ ーク静穏度調査） 3,000千円</p>

指摘事項	今後の対応	令和3度事業名・予算額
<p>ています。</p> <p>県では平成23年に利用者の声を踏まえて千代地区の使用料の値下げを行うなど、利用促進に取り組んできましたが、その効果は限定的であり、県有資産を有効に活用できているとは言えないのが実情であります。</p> <p>については、鳥取港周辺及び湖山川周辺の不法係留船対策として整備した経緯も踏まえ、不法係留船所有者に対する当該ボートパークへの移動の働きかけを強めるとともに、利用者ニーズへの対応や県外でのPR強化、境港公共マリーナとの連携に機動的に取り組むべきであります。</p> <p>併せて、今後の施設更新時期を見据え、改修の可否や施設規模の適正化を含めた管理運営のあり方について、検討に着手すべきであります。</p>	<p>す。また、山陽・京阪神に向けて、山陰海岸ジオパークからの景色や白イカなど多種多様な魚釣りが楽しめることや、他のボートパークに比べて安価な使用料金などの鳥取港のセールスポイントについて、ホームページやチラシの配布、イベントなどを活用してPRを強化します。</p> <p>さらに、境港公共マリーナやマリーナ大栄との連携を強化し、両マリーナで受入れできない場合に鳥取港を案内してもらうなど、利用者の確保に努めます。</p> <p>加えて、千代地区の利用が低迷している要因の一つとして、南からの風が原因で賀露地区よりも波が荒いことがあることから、静穏度向上を図るため、令和3年度に新たに波浪時の現地調査を行うとともに、不法係留船の状況や利用者ニーズも踏まえながら、必要な対策や管理運営のあり方を検討していきます。</p>	
<p>8 工業用水道事業について</p> <p>企業局では、各事業実施に係る財源確保のため企業債が発行されていますが、この企業債に係る未償還残高は、令和元年度末で、日野川地区工業用水道事業は約14億円、鳥取地区工業用水道事業は約28億円にも上っています。</p> <p>さらに、殿ダム建設時における経緯を踏まえて、現在も一般会計から毎年度3億円程度の出資を受けており、かつ長期借入金の計画的な償還が滞るなどの経営体質については、引き続き改善に向けて一層の努力が必要であります。</p> <p>そのためには、新規に開始する和田浜工業団地への給水を機に、工業用水への切替メリットを具体的に提示しながら、同団地や既存の工業団地、さらには配管沿線で、ある程度の水量が必要な事業所等に対して、より積極的な需要開拓を展開して新規顧客の獲得を図るべきであります。</p> <p>また、令和3年度に予定されている工業用水道管路の非破</p>	<p>バイオマス発電所向けに令和3年度より供給を開始する和田浜工業団地内の配水支管の完成を踏まえ、同団地に立地する事業者への営業を強化し、安価で安定した工業用水道の魅力を、給水接続に必要な初期投資費用への助成制度とともにPRしながら導入を働きかけていきます。</p> <p>併せて、工業用水道の供給可能な他の工業団地や管路沿線の未利用企業に対しても、県商工労働部、地元自治体等との連携を密にし、進出企業や増産、設備投資の動向等も見据えながら、さらに積極的に営業展開していきます。</p> <p>また、令和3年度実施予定の非破壊検査の結果を踏まえ、引き続き管路の適切なメンテナンスを行い、管路を長期に使用することで資金の内部留保を図ります。</p> <p>加えて、さらなる経営改善策を模索するため、鳥取市及び米子市水道局と情報交換を行い、経営状況、課題等を情報共有し、協力・連携して解決策や経営手法等を検討するなど、将来にわたる工業用水の安定供給の実現に向け取り組んでいきます。</p>	<p>日野川工業用水PC管健全度判定業務委託 6,600千円</p> <p>日野川工業用水配水本管漏水防止対策工事 26,070千円</p>

指摘事項	今後の対応	令和3度事業名・予算額
<p>壊検査の結果を踏まえ、漏水箇所の現状をしっかりと把握した上で、計画的な管路の補修等による長寿命化を図りつつ、長期的な視点で経営改善を図るべきであります。</p> <p>さらには、平成 26 年度から 29 年度にかけて、当委員会では、一般会計からの財政支援が行われるべきと指摘しましたが、近年の技術革新のため、大量に水を使用する時代は過ぎつつもあり、更なる改善を図るために、他の経営手法の調査や関係自治体との意見交換等を通じ、将来にわたり工業用水の安定供給を実現できる方策について検討していくべきであります。</p>		